

沖縄県公共交通活性化推進協議会
規約の改正（案）について

沖縄県公共交通活性化推進協議会

令和 7 年 3 月 2 6 日

改正	現行	改正理由
～省略～ (設置期限) 第13条 協議会の設置期限は、<u>2028</u> 年3月31日までとする。 (附則) この規約は令和6年9月10日から施行する。 <u>(附則)</u> <u>この規約は令和7年3月26日から施行する。</u>	～省略～ (設置期限) 第13条 協議会の設置期限は、2025 年3月31日までとする。 (附則) この規約は令和6年9月10日から施行する。	設置期限の更新 施行日の追加